

令和7年度香美市地域密着型サービス事業者募集要項

1 公募の趣旨

香美市では「第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」（以下「計画」という。）に基づき、介護が必要になった高齢者が可能な限り住み慣れた地域での生活が継続できるよう、また、介護給付等対象サービスの円滑な提供を図ることを目指して、地域密着型サービスの整備を進めます。

本公募は、上記計画期間中（令和6年度～令和8年度）に整備を目標とする地域密着型サービス事業者について、令和9年3月31日までに運営を開始する事業者を募集するものです。

2 募集する事業

サービスの種類	募集圏域	計画事業所数
小規模多機能型居宅介護（介護予防含む）	香美市 全域	1事業所（登録定員29人まで）※

※小規模多機能型居宅介護の通いサービス及び宿泊サービスの1日あたりの利用定員について

通いサービス：登録定員の2分の1から15人まで

ただし、登録定員が25人を越える場合は、次表に定める利用定員まで

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

宿泊サービス：通いサービスの利用定員の3分の1から9人まで

3 応募条件等

（1）開設予定時期

令和9年3月31日までに、介護保険法による香美市長の指定を受け、事業を開始すること。

（2）事業所の整備予定地及び立地条件について

- ① 整備用地が確実に確保できるとともに、関係機関と十分協議を行った上で、許可等が得られる見通しである用地であること（建設に係る開発許可、土地規制その他の法令を調査の上、担当部局との協議漏れが生じないように注意してください）。
- ② 整備用地が申請日において、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき高知県知事が指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の外にあること。なお、整備許可決定までに当該区域に指定されたものは、許可しない。
- ③ 地域密着型サービスは、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地または住宅地と同様に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中にあること。

（3）近隣住民等への説明について

選定結果通知までに、当該用地に近接する土地所有者、近隣住民及び自治会又は町内会等に

対して、事業所を整備することについて十分に説明し、理解を得ていること。

(4) 設備要件等について

下記、「4 法令・基準の遵守」に即した設備として下さい。なお、次の①～③についても、設置が望ましい要件とします。

- ① トイレは居間、食堂の配置状況を勘案しつつ数ヶ所設置すること。
- ② 駐車場があること。(敷地外又は契約駐車場でも可)
- ③ 建物が2階建て以上の場合エレベーターを設置していること。

4 応募者資格

応募者は次に掲げる要件を満たすものとします。

- (1) 地域密着型サービス事業所を開設し、継続して安定した運営をする能力、資力等を有する法人であること。(設立予定の法人も可とする。)
- (2) 介護保険法 78 条の 2 第 4 項各号(指定地域密着型サービス事業者の指定に係る欠格事項)及び同法第 115 条の 12 第 2 項各号(指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る欠格事項)の規定に該当しないこと。
- (3) 香美市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人でないこと。また、役員(就任予定者を含む)等が同条例第 2 条第 2 項に規定する暴力団員に該当しないこと。
- (4) 応募者及び法人代表者が国税、地方税及び社会保険料の滞納をしていないこと。
- (5) 会社更生法、民事再生法等による手続きをしている法人でないこと。

5 法令・基準の遵守

都市計画法、建築基準法、消防法等の関連法令を遵守した事業計画の策定であること。改修等においても、それぞれの計画内容により手続き(建築確認申請や用途変更を必要としない改修工事でも、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の対象となる場合があります)が必要となる場合がありますので、各部署に事前に相談してください。

事業実施を希望する事業者は、「香美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」、「香美市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」及び「香美市指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定予防支援事業所の指定等に関する規則」を精読し、内容を十分確認してください。

6 応募手続き

事業実施を希望する事業者は、次により応募書類を提出してください。

なお、提出書類は返却しませんので、予めご了承ください。

受付期間	令和7年10月1日（水）～令和7年10月30日（木） ※土・日・祝日は除く 午前9時～午後4時（正午から午後1時は除く）
提出先	香美市高齢介護課 介護保険係（市役所本庁1階4番窓口）
提出方法	応募書類一式を持参すること（来庁日時を前日までにご連絡ください。） ※郵送、FAX、電子メールでの申請は不可
提出書類	「公募事業申込に係る提出書類一覧」に定める書類 市で定められた様式については、香美市ホームページからダウンロードしてください。その他の提出書類については任意の様式で差し支えありません。 添付書類を写しで提出する場合は、法人の代表者名の原本証明すること。 （正本のみで可） 【例】この写しは、原本と相違ないことを証明する。 年 月 日 （法人名） （代表者名） 印
提出部数	正本1部、副本2部（正本の写し） 必ず、提出書類一式の控えを保管しておいてください。また、応募期間終了後、指定する日までに副本12部の提出を求めるので予め準備しておいてください。
作成上の注意	①書類の大きさは、原則、日本工業規格A4に統一し、平面図等はA4サイズ折りとして下さい。 ②書類は、「公募事業申込に係る提出書類一覧」を最上位にして、項目順に並べ、項目ごとにインデックス付き仕切りを挟み、インデックスに「提出書類一覧」のインデックス番号を記載してください。 ③左側でA4ファイルに綴じ、表紙及び背表紙を作成してください（綴じ紐のみは不可）。 ④表紙及び背表紙に法人名および事業所名（仮称）を記載してください。

7 応募に際しての留意事項

（1） 応募書類の変更について

応募期間締め切り後、応募者の都合による計画変更や重要事項（運営法人、設置場所等）の変更及び書類の差し替えは認めません。

ただし、本市が必要だと判断した場合は、書類の修正、追加を求めることがあります。

（2） 実施予定者選定後の変更等について

選定結果通知後において、関係機関との協議において開発の許可が得られないなど、下記の項目に該当し整備計画が成り立たないことが判明した場合は、選定結果を取り消す場合があります。

- ① 応募事業者が応募条件または資格要件を満たさなくなった場合
- ② 必要な許認可が取得できない場合
- ③ 整備計画の変更（サービス種別の変更、整備予定地の変更など）があった場合

8 応募に対する質問の受付について

(1) 質問の受付について

応募に係る提出書類、指定までの流れ、補助金に関する質問がある場合は、ホームページ上の質問票に内容を記載の上、電子メールにて提出してください。なお、電子メール以外での質問の受付は行いませんのでご了承下さい。

また、電子メール送信後は、メール通達の確認を行うため、必ず電話して下さい。

※質問は必ず応募事業者から行ってください(設計会社等からの質問は受け付けられません)。

なお、条例、解釈通知の内容や国からの通知(Q&A)など十分確認の上、提出してください。容易に確認できる内容、審査基準及び選定に係る内容については原則回答いたしません。

(2) 質問受付期間

令和7年9月1日(月)午前9時から令和7年9月26日(金)午後5時まで

※締め切り以降の個別相談等は、公平性を期するため受け付けません。

(3) 提出先

香美市高齢介護課社会長寿班介護保険係(E-mail:kaigo@city.kami.lg.jp)

(4) 質問に対する回答

内容によっては1週間程度猶予をいただき、電子メールで回答します。

9 施設整備に係る補助金について

整備許可決定事業者において、施設整備に係る補助金の活用を希望する事業者については、県の補助金を活用し、香美市から補助金を交付する予定です。この補助金は県の交付金の範囲内で交付するため、県との協議が必要となり、実施の可否、補助金額等については、変更になる可能性があります。補助金を活用する場合の事業計画書における資金計画は、下記の補助金を上限として交付されるものとして記載してください。

※下記補助金は令和6年度の補助金の上限額等を記載しています。

・施設整備費に係る補助金：3,960万円/施設

(空き家を活用した場合：1,050万円/施設)

詳細については、別紙1《施設整備に係る補助金について》を参照してください。

10 整備事業者の選定方法

(1) 選定方法

整備事業者は、応募書類の審査結果とヒアリング審査(応募事業者によるプレゼンテーションを含む)の評価結果等を総合し選定し、市長が決定します。

審査等の結果、整備事業者としてふさわしい事業者がいないと判断した場合は、整備事業者を選定しない場合もあります。

(2) 選定基準

法人状況、事業運営、職員配置、利用者への配慮、施設整備、立地環境などを評価します。

詳細は別紙2《小規模多機能型居宅介護事業所の公募に係る選定基準》を参照してください。

(3) 選定手順

① 応募書類の審査等

事務局(高齢介護課)が応募書類の審査及び評価をします。

必要に応じて面接を行うことがあります。

② 現地確認による評価

事務局（高齢介護課）が開設予定地を確認し、評価をします。

③ ヒアリングによる審査

応募者によるプレゼンテーションを行っていただき、地域密着型サービス等運営委員会委員及び高齢介護課職員によるヒアリング審査を実施し、評価をします。

※ヒアリング審査の日時等詳細については、応募受付後にお知らせします。

※開催日は、令和7年12月上旬を予定しております。

④ ①～③の内容を総合したうえで整備事業者を選定し、市長が決定します。

(4) 選定結果

① 選定結果は、応募した全ての事業者へ通知します。

② 選定後において、提出書類に虚偽の記載や当該募集要項に抵触していることが判明した場合は、選定結果を取り消し、再選定を行うことがあります。

1.1 スケジュール概要

募集から運営開始までのスケジュールは、次のとおりです。

期間又は期日	内容
令和7年8月25日（月）	募集要項の公表
令和7年9月1日（月）	質問 受付開始
令和7年9月26日（金）	質問 受付終了
令和7年10月1日（水）	整備事業者応募 受付開始
令和7年10月31日（金）	整備事業者応募 受付終了
令和7年11月	応募書類の審査等
令和7年12月上旬	地域密着型サービス等運営委員会によるヒアリング審査
令和7年12月下旬	整備事業者の決定
令和8年1月上旬	応募事業者への選定結果の通知

※スケジュールについては、変更が生じる可能性がありますので、予めご了承ください。

1.2 結果の公表について

本公募で整備事業者として決定（選定）された事業者について、事業者名、法人所在地及び事業計画地域（日常生活圏域）を香美市ホームページにおいて公表します。選定されなかった事業者については、公表はしません。ただし、本件の応募内容等に関し、香美市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、同条例により取り扱うこととなります。

1.3 選定後の手続き

選定された事業者は、施設の整備（建設等）が終了後、指定地域密着型サービス事業所等の指定申請を行っていただきます。その際に、指定基準を満たさない場合には指定をしないことがあります。

1.4 問合せ先

香美市高齢介護課 介護保険係

〒782-8501 香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号

電話番号（直通）0887-52-9280

FAX 番号（直通）0887-53-4572

メールアドレス（係代表）kaigo@city.kami.lg.jp

別紙1 《施設整備に係る補助金について》

1 施設整備費に係る補助金

- 小規模多機能型居宅介護事業所（介護予防含む）・・・1施設当たり3,960万円（上限）
地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進することを目的とする。

（1） 補助対象

施設の新規整備

（2） 対象経費

① 工事費又は工事請負費

これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

② 工事事務費

工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費または工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。

※別の補助金等において別途補助対象とする費用を除く。

（3） 補助対象外

① 既に実施している事業に係る費用

② 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る費用

③ 土地の購入及び造成等の個人の資産を形成するために要する費用

④ 既存建物の購入（既存建物を購入することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の購入を除く。）に要する費用

⑤ 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に要する費用

⑥ 門、囲障、構内の雨水排水設備、構内通路等以外の外構整備に要する費用

⑦ その他施設整備費として適当と認められない費用

2 施設開設準備経費に係る補助金

- 小規模多機能型居宅介護事業所（介護予防含む）・・・989千円×宿泊定員数

開設時から安定した質の高いサービスを提供するための体制整備等を支援することを目的とする。

（1） 補助対象

施設の円滑な開設又は増床の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費のうち、補助対象期間内に納品及び支払いが完了しているもの。以下に補助対象経費を例示する。

需用費、 備品購入費	介護ベッド・機械浴・介護備品・医療機器・食器類・福祉車両等の初年度設備の購入費 ・利用者の処遇・サービス提供に必要な設備のみを補助対象とする。 ・通常施設建設費に含まれる附帯設備（空調設備等）は補助対象外とする。 ・車両購入費も補助対象となるが、重量税額等公課費分は補助対象外。（自賠責保険額分は補助対象） ・パソコンや介護報酬ソフト等も可。 ・ただし、開設後に係る経費の前払い性質があるもの（通信料等）や、長期間にわたる保証契約は対象外。 ・取得額30万円以上の備品については、省令で定める期間、財産処分の制限がかかる。
使用料及び 賃借料	・開設準備室の賃借料（開設する施設、事業所の賃借料は対象外） ・説明会等の会場使用料 ○地域住民を対象とした事業への理解を深める説明会 ○職員募集のための説明会 ○利用希望者や家族に施設や処遇の内容を紹介する説明会等
報酬	労務管理、会計処理、開設届出書類等の作成等に係る報酬
給料・職員手当等・ 共済費・賃金	介護・看護職員等の人件費 ・開設準備に必要と認められる人件費に限る。 ・他施設で研修を行う場合、他施設のための労働とならないよう注意する。 ・施設の開設準備に真に必要な場合は、事務職員の人件費も対象となる。 ・開設前の訓練期間（6月間）に限る。 ・諸手当（通勤手当、資格手当等）も補助対象となる。 ・税や社会保険料等の控除前の総支給額を計上できる。 ・非常勤職員についても対象となる。
旅費	職員の研修旅費
役務費、委託料	職員募集や開設にあたっての周知・広報のための経費 ・利用者向けパンフレット、施設案内ホームページ製作 ・職員募集広告の求人情報誌・求人情報サイトへの掲載

※経費算定の対象期間は、当該施設開設前の6か月間です。

※施設整備費に係る補助金、施設開設準備経費に係る補助金ともに経費を重複することはできません。

（２） 補助対象外

事業開始に必要な経費として適当でないと認める費用

3 補助金に係る留意事項

（１） 交付決定前に入札・着工を行った場合は、補助金は交付しない。

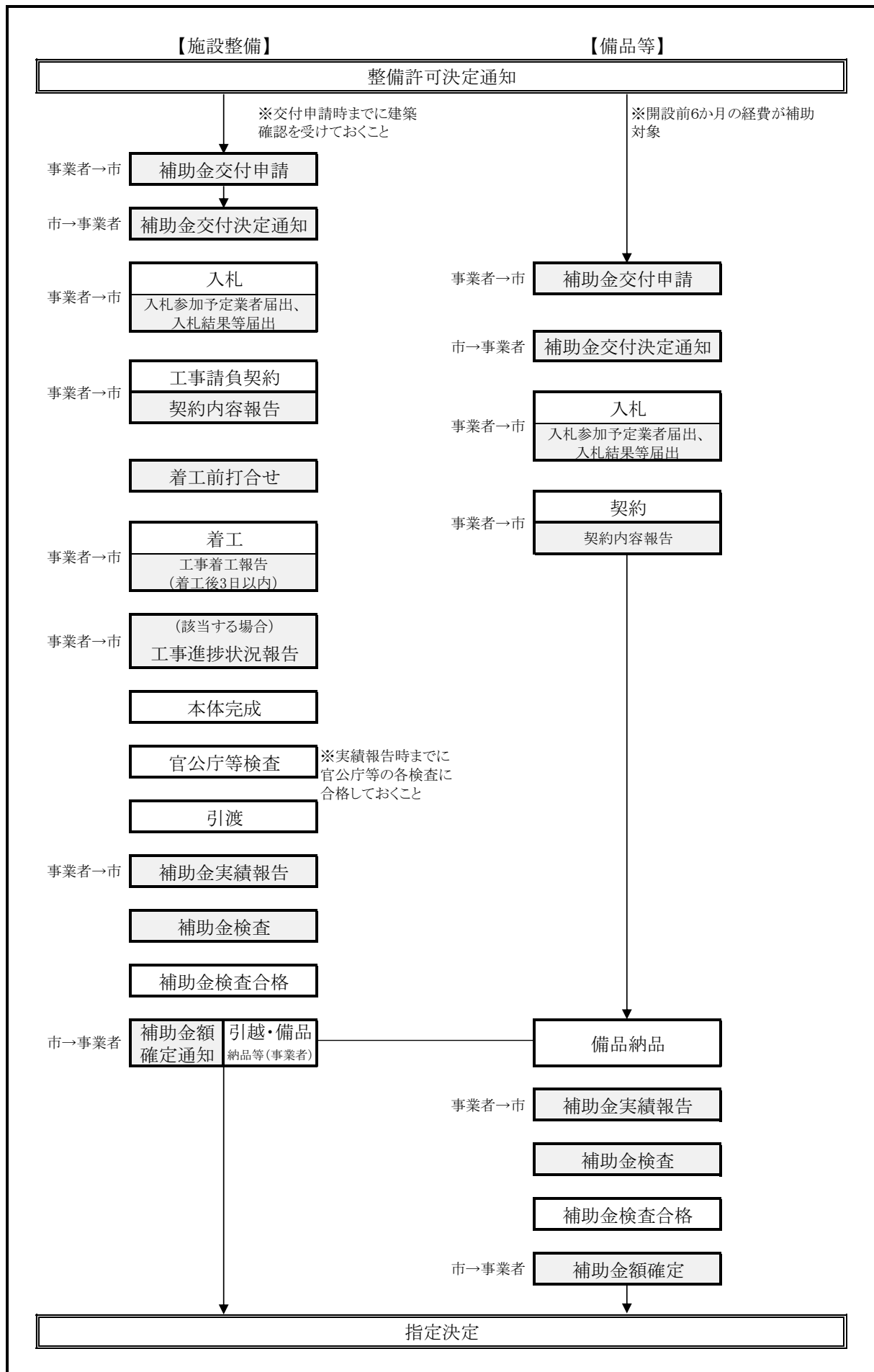
（２） 建設工事請負業者については、本市による補助金交付決定後、原則として申請者主催の一般競争入札により決定すること。一般競争入札によりがたい場合は、指名競争入札により決定することとし、事前に本市と協議すること。入札の手続きは本市における入札手続きの例によるものとし、あらかじめ入札参加業者を市に届け出る必要があること。

- (3) 事業を実施するために必要な調達を行う場合にも、市の助成を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。一般競争入札によりがたい場合は、市と協議すること。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、市の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (5) 物品の調達は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めること。
- (6) 高知県産材利用推進方針に基づき、県産材を活用した施設の木造、木質化、備品等の木質化に努めること。
- (7) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならないこと。
- (8) 施設整備に係る当該補助金について、香美市介護基盤整備等事業費補助金交付要綱に定めるもののほか、関係する法令等を遵守すること。
- (9) 以下の区域において、施設整備を行う場合には、当該補助金交付申請までに立地の安全性にかかる協議を行うこと。

対象とする区域は、次に掲げる区域であり、施設整備を予定する土地の全部又は一部が区域内にある場合とする。

区域名	内容
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）第7条第1項により別途定めた区域
土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法第9条第1項により別途定めた区域
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項により別途定めた区域
砂防指定地	砂防法（昭和30年法律第29号）第2条により別途定めた区域
地すべり防止区域	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項により別途定めた区域
津波浸水想定区域	津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項により別途定めた区域
洪水浸水想定区域	水防法（平成24年法律第193号）第14条第1項により別途定めた区域

4 補助金交付の流れ



【別紙2】 小規模多機能型居宅介護事業所の公募に係る選定基準

1. 適合審査（審査項目のいずれかに「否」がある場合は選定しません）

審査項目		審査基準
(1)	介護従業者の員数	・ 通いサービス：常勤換算方法で利用者3名に対し1以上 ・ 訪問サービス：常勤換算法で1以上 ・ 常勤の職員が1以上 ・ 看護師又は准看護師が1以上 サテライト事業所の場合も、基準省令第63条に定める要件を満たしている
(2)	管理者の経験	特別養護老人ホーム・指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者・訪問介護員等として3年以上認知症の介護に従事した経験（見込み）がある
(3)	法人代表者の経験	特別養護老人ホーム・指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者・訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験、または保健医療サービスもしくは福祉サービスの経営に携わった経験があり、平成24年3月13日厚生労働省告示第113号第四号に定める研修を修了している
(4)	宿泊室	1室あたりの定員が1名で、床面積は7.43㎡以上
(5)	居間・食堂	利用者や介護従業者が一堂に会するのに十分な広さがある（通いサービスの定員が15人を超える場合は1人当たり3㎡以上の広さを確保している）
(6)	事業所の立地状況	・ 事業予定地が住宅地の中にある、又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流が確保される地域にある ・ 土地利用規制等に適合し、運営に支障をきたすものでない
(7)	法人（又は設立代表者）の住民税等の納付状況	法人所在地（又は設立代表者住所地）及び香美市における住民税等を滞納していない（住民税、固定資産税、軽自動車税、その他使用料等）
(8)	法人の適切な施設運営	市などからの指導等に対して適切に対応している

2.書面・現地確認による審査（評価項目を評価基準により採点します）

評価項目		評価基準
(1)	代表者の実績・経験年数	介護保険事業の経験年数
(2)	法人の介護保険事業運営実績	令和7年4月1日時点で介護保険サービスの運営実績がある
(3)	自己資金の確保	事業開始時の運転資金は（年間事業費3/12以上に相当する額）、寄付金又は預貯金により確保できている
(4)	法人の財務状況	直近の貸借対照表等において債務超過でない
(5)	過少地域への整備	土佐山田圏域を事業予定地としている
(6)	都市計画法の区域	事業計画期間中の確実な整備のため、都市計画法に規定する市街化区域を事業予定地としている
(7)	騒音や交通量の状況	事業予定地に隣接する道路の騒音、交通量の状況
(8)	危険箇所への整備	高知県防災マップで指定する土砂災害危険箇所等（土石流危険渓流・急傾斜地崩壊危険箇所・地すべり危険箇所・山腹崩壊危険地区・崩壊土砂危険地区・地すべり危険地区）である場合は減点
(9)	整備用地の所有権	自己所有または購入予定地である
(10)	採光	整備予定地の日当たりを遮へいする建物等の有無
(11)	敷地計画	避難場所や庭等に使用できる広さを確保することができ、余裕のある敷地計画である（駐車部分は除く）
(12)	宿泊室の面積	宿泊室の床面積が10.65㎡以上（洗面設備スペースを含みトイレスペースを除く平均宿泊室面積、内法測定）である
(13)	居間及び食堂の面積	利用者および従業員等が一同に会することが可能な広さの確保（通路と一体となっている場合は、通路としての面積分（有効幅1.2mで計測）を除く）
(14)	トイレ	宿泊室ごとに設置している
(15)	洗面設備	宿泊室ごとに設置している
(16)	地域交流スペースの設置	面積を評価する
(17)	屋外での活動スペースの設置	面積を評価する
(18)	感染対策	玄関から利用者利用区域（宿泊室、居間・食堂、利用者が2階を利用する場合は2階へ通ずる階段・エレベータ等）までの区域に、（利用者・職員以外の）来訪者用の手洗設備を設置している
(19)	玄関 スロープ	送迎車両等から乗降する際等、利用者を雨や風から守ることが可能な屋根等の設置（玄関については、車輛全体が覆われる大きさの屋根等）
(20)	火災対策	建物は耐火又は準耐火建築物である
(21)	避難対策	歩行器や車椅子等での避難を考慮した舗装された避難通路の確保（幅員90cm以上）

3.プレゼンテーション、ヒアリングによる審査（評価項目を評価基準により採点します）

評価項目		評価基準
(1)	安定性・継続性	①利益を上げる力の有無 ②事業計画と収支計画の適正性 ③資金力の有無 ④借入金の返済能力の有無 ⑤経営の安定性 ⑥利用者確保の取組
(2)	法令遵守等の取組	①個人情報の保護および情報セキュリティ確保のための取組（従業員の守秘義務を含む） ②自己評価・外部評価および情報公表に関する考え方 ③法令等の遵守状況（労働関係法令の遵守を含む）、理事会・役員会などの構成の適正性および開催状況
(3)	運営実績	①同種の事業を運営するに足る実績・経験の有無 ※特に実績・経験がない場合は、経験のある事業者等との連携および支援の有無や経験のある従業員の採用の有無など ②現在、運営している施設の状況および施設での取組内容・取組の成果 ③法人の社会貢献・地域連携等の取組 ④過去のトラブルへの対応事例
(4)	施設管理運営体制	①強調したい点、特徴、施設や設備面での利用者への配慮など ②協力医療機関・他の高齢者施設等との連携方法 ③衛生管理体制の確保 ④日常的な施設点検体制の内容 ⑤管理上の不具合・小さな問題が発生した際の対応 ⑥感染症等が疑われた際の対処 ⑦災害時の対応方法及び危機管理体制の内容
(5)	職員の育成、人材確保	①人材確保に対する取組 ②人員配置の適正性 ③研修制度・人事制度の内容 ④職員の育成・接遇に関する取組
(6)	利用者への対応	①認知症に対する理解・取組 ②日常生活上の支援（入浴・食事等） ③苦情解決体制の内容 ④利用者への公平・公正な対応の取組 ⑤利用者等の人権・尊厳（身体拘束廃止など）に対する考え・取組 ⑥医療的ケアが必要な利用者に対する取組 ⑦ターミナルケアへの取組
(7)	質の高い運営への取組	①質の高いサービス提供に向けた取組 ②事業所の立地状況 ③利用者の家族間交流や地域との連携に関する取組 ④隣接住民に対する説明や運営推進会議の設置に対する取組 ⑤成年後見制度の活用への考え方
(8)	地域への貢献	①市内の事業者である ②市民の雇用（非常勤・臨時職員を含む） ③市内業者からの物品の調達 ④地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携の推進 ⑤地域交流室の整備